

請願・陳情の提出期限について（案）

県民に開かれた議会運営と、審議の充実の確保を図るため、請願・陳情の提出期限を次のように改めることとしてはどうか。

1 改正案（次の定例会から適用）

| | 改正前 | 改正後 |
|------|-----------|---|
| 提出期限 | 開会日の前日の正午 | 開会日の直前に開かれる議会運営委員会の 日の翌日の正午（概ね開会 6 日前） |

※当該期限を過ぎた場合は、

- ①原則として、次回の定例会に付議するものとして受理する。
- ②ただし、期限までに提出することができない特別の理由があると議長が認めたものは、開会日の前日の正午まで、当該定例会に付議するものとして受理する。

2 改正の背景・理由

(1) 現行の提出期限の直前に提出された請願・陳情については、短時間で、常任委員会（予備調査）の資料を完成させる必要がある。より充実した審議のためには、資料準備のための時間を確保すべきである。

<現行>

| 開会日の前日 | 開会日（本会議） | 開会日の翌日（常任委員会） |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・請願・陳情を受理。 (正午まで) ・常任委員会資料の作成を開始。 | <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会資料を完成・印刷。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県議会ホームページに常任委員会資料を公開。 (午前 8:30～) ・常任委員会（予備調査）を開催。 |

(2) 令和 6 年 6 月 13 日、常任委員会資料のホームページ公開に係る不適切事案（陳情者の住所を誤って公開）が発生した（同月 19 日に開催された議会運営委員会において報告したもの）。

なお、令和 6 年 6 月定例会における請願・陳情の提出状況は次のとおりであった。

- 提出があったのは、全体で 18 件（請願 2 件、陳情 16 件）
- 6 月 10 日（提出期限 1 日前）に提出…6 件（請願 1 件、陳情 5 件）
11 日（提出期限日）に提出…2 件（陳情 2 件）
→翌 12 日に、常任委員会資料（予備調査）を完成させ、13 日に委員会開催。

- 不適切事案が発生したのは、11日に提出されたうちの 1 件であった。

(3) 期限を過ぎた場合は、次の定例会に付議することを原則とし、また、期限までに提出することができない特別の理由がある場合には当該定例会に付議する例外規定を設けることにより、提出者の意見を反映する機会が失われないよう配慮する。

3 県民等への周知

提出期限の改正が行われた場合には、県議会ホームページへの掲載、県議会だよりによる広報、近年請願や陳情を提出されたことがある団体・個人への改正内容の通知文書の送付など、複数の手段により、県民等への周知を徹底する。

4 請願・陳情に関する取扱要領（改正案）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(請願又は陳情の付議)</p> <p>第6条 定例会開会前に開かれる会期を協議する議会運営委員会の日の翌日（この日が県の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日）の正午までに提出された請願又は陳情（第8条第1項の規定に該当するものを除く。以下本条において同じ。）は、当該定例会に付議する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、前項に規定する期限までに提出することができない特別の理由があると認めたときは、定例会開会日の前日（この日が県の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日。第4項において同じ。）の正午までに提出された請願又は陳情を当該定例会に付議することができる。</p> <p>3 議長は、特に緊急の必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、請願若しくは陳情を当該定例会又は臨時会に付議することができる。</p> <p>4 議長は、定例会若しくは臨時会において請願若しくは陳情の採否を決定する日の前日の正午までに当該請願若しくは陳情の取下げの申出を受理したときは、これを許可し、又は本会議に諮ることとする。</p> | <p>(請願又は陳情の付議)</p> <p>第6条 定例会開会<u>日の前日</u>（この日が県の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日。<u>以下同じ。</u>）の正午までに提出された請願又は陳情（第8条第1項の規定に該当するものを除く。）は、当該定例会に付議する。</p> <p>2 定例会開会日に常任委員会（請願又は陳情に係る調査が行われるものに限る。）が開催される場合は、前項の規定中「前日（この日が県の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日。以下同じ。）」とあるのは、「前々日（県の休日は、算入しない。）」と読み替えて前項の規定を適用する。</p> <p>3 議長は、特に緊急の必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、請願若しくは陳情を当該定例会又は臨時会に付議することができる。</p> <p>4 議長は、定例会若しくは臨時会において請願若しくは陳情の採否を決定する日の前日の正午までに当該請願若しくは陳情の取下げの申出を受理したときは、これを許可し、又は本会議に諮ることとする。</p> |